



健康診断後の確認とその後の対策が重要です！

健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、医師等から就業上の措置についての意見聴取をすることが必要です。また、事業者は、医師等の意見を踏まえて就業上の措置を講じ、労働者の健康保持を図らなければなりません。



\\ 会社が後押し！ //

治療が必要な方へ、医療機関受診の声掛けをお願いします

..... 事業主・担当者の方へ

健診結果で「要治療」「要精密検査」の判定を受けた方がいる場合、必ず医療機関を受診するようアドバイスしてください。

協会けんぽでは、血圧・血糖値の健診結果が「要治療」「要精密検査」と判定されながらも、医療機関を受診されていない方のご自宅へ、病院への受診をお勧めする案内文書等をお送りするサービスを実施していますが、受診されているのは、そのうち**約1割の方のみ**です。放置しておく、糖尿病や脳梗塞などの病気を発症し、場合によっては、長期間、会社を休むことにもなりかねません。ぜひ、職場からもご案内をお願いします。



Q

どのように声掛けしたらよいですか？

A

●取り組みの事例●

回答用紙で再検査や要治療者を確認！

受診結果を報告する回答用紙を対象者へ配付し、医療機関へ受診したかどうか、結果を提出させる！
回答期日を決めて徹底し**回答率100%**に！

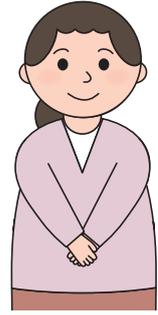


回答用紙は協会けんぽホームページからダウンロードできます



職場の健康づくり編

受けないなんてもったいない 被扶養者が受ける特定健康診査



特定健康診査（特定健診）とは？

特定健診とは、糖尿病や脂質異常症など生活習慣病の予防を目的としており、メタボリックシンドロームに着目して行われる被扶養者（加入者ご家族）が受けることのできる健康診断です。年度内1回に限り、健診費用の補助を受けることができます。特定健診の受診には、受診券（セット券）が必要となり、4月初旬にご自宅へ直接お送りします。

どんな検査が受けられる？（健診内容）

●基本的な健診

すべての方に受けていただく検査項目です。

診察等	問診	身体計測	血圧測定	血中脂質検査*	肝機能検査*	血糖検査*	尿検査
-----	----	------	------	---------	--------	-------	-----

* = 採血による検査です。

●詳細な健診〈医師の判断で、一部の方のみ実施〉

健診結果などに基づいて、医師の判断により実施される検査項目です。

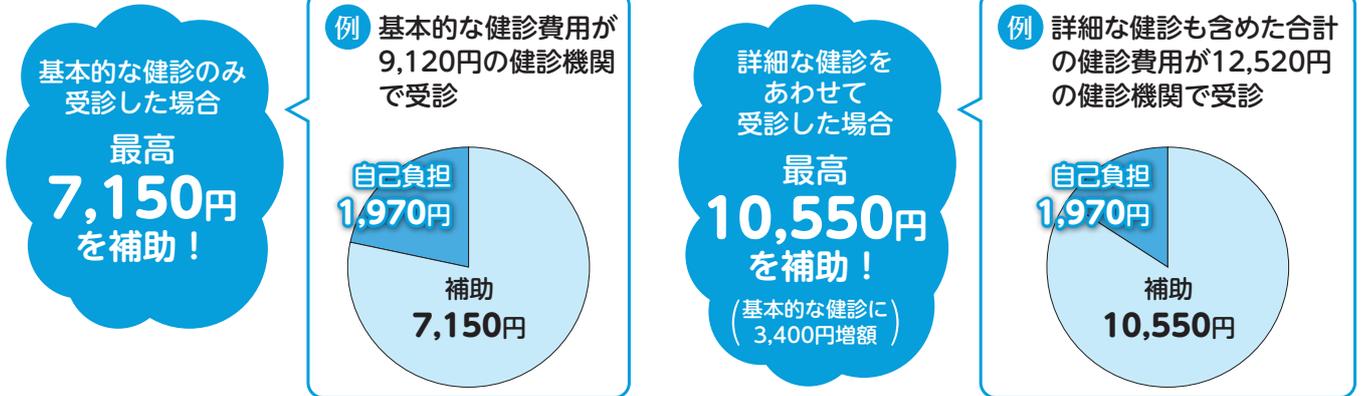
心電図検査	眼底検査	貧血検査*	血清クレアチニン検査* (eGFRによる腎機能の評価含む)
-------	------	-------	----------------------------------

* = 採血による検査です。

がん検診も受診したい

がん検診は、健康増進法等に基づいて市区町村が実施することとなっています。詳細については、お住まいの市区町村のホームページや広報物などをご確認ください。

●協会けんぽが補助する金額〈年度内、お一人様1回限り〉



受診までの手続き

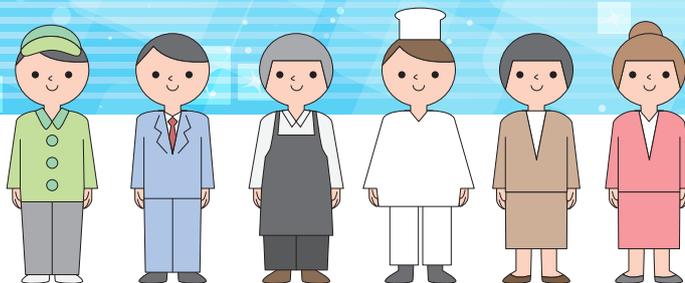


●健診後の健康サポートを行っています

特定健診の受診当日に特定保健指導を受けられる健診機関もあります。ぜひご利用ください。

※健診当日に特定保健指導を受けられない場合は、健診後に協会けんぽから「特定保健指導のご案内」をお送りします。

健康経営®の取り組みは「健康事業所宣言」から始めましょう！



※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康経営が中小企業の経営戦略のスタンダードに

少子高齢化で労働時間が減少していくなか、中小企業はあらゆる職種で人材不足の状況です。また、中小企業白書などからも最近の学生は、賃金や知名度より、職場環境を重視して就職先を選ぶ傾向がうかがえます。職場環境を重視するのは、在職中の従業員も同じで、まさに健康経営は働き方改革の具体的な手段といえます。



協会けんぽでは、職場の健康づくりの取り組みフォーマットをご用意しています

協会けんぽ三重支部では、「健康事業所宣言」に参加した中小企業の皆さまに様々な取り組みで職場全体の健康づくりを無料でサポートします。



健康事業所宣言の3つのメリット

メリット ① 貴社にあった健康づくりの取り組みが見つかります

メリット ② 協会けんぽが健康づくりの取り組みをご提供します

メリット ③ 貴社の取り組みをホワイト企業としてPRできます



健康経営のステップアップも！

●健康経営優良法人

健康経営を行った法人から、特に優良な健康経営を実践している中小企業等を、経済産業省が制度設計した基準に基づき認定します。

●三重とこわか健康経営カンパニー

三重県内に所在する事業所または店舗等で、特に優れた取り組みを三重県が制度設計した基準に基づき表彰します。

健康事業所宣言の申し込みは エントリーシートを記入しファックスするだけ



▼ エントリーシートはこちらから ▼

エントリーシートを
ホームページからダウンロード

協会けんぽ三重 健康経営の取組

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

エントリーシートを

協会けんぽからお取り寄せ

☎059-225-3317

受付時間 8:30~17:15 (土日祝・年末年始を除く)



事務手続き編

健康保険給付一覧

給付される場合	給付の種類	給付の概要	協会けんぽへの申請要否														
病気やケガで必要な医療を受けたとき	療養の給付	<p>■一部負担金の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>義務教育就学前</td> <td>2割負担</td> </tr> <tr> <td>義務教育就学以後～70歳未満</td> <td>3割負担</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">70歳以上75歳未満 (後期高齢者医療の対象者を除く)</td> <td>一般所得者</td> <td>2割負担</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)*</td> <td>3割負担</td> </tr> </table> <p><small>※70歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者の年収合計520万円(被扶養者がいない場合は383万円) 未満のときは申請により一般所得者区分になります。</small></p>	義務教育就学前	2割負担	義務教育就学以後～70歳未満	3割負担	70歳以上75歳未満 (後期高齢者医療の対象者を除く)	一般所得者	2割負担	現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)*	3割負担	<p>原則不要</p> <p><small>※70歳以上75歳未満の方で、年収条件の該当により現役並み所得者から一般所得者の区分へ変更するときは申請が必要</small></p>					
義務教育就学前	2割負担																
義務教育就学以後～70歳未満	3割負担																
70歳以上75歳未満 (後期高齢者医療の対象者を除く)	一般所得者	2割負担															
	現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)*	3割負担															
医療費の全額を負担したとき	療養費	<p>健康保険の基準で計算した額から、その額の一部負担割合を乗じた額を差し引いた額が支給されます。</p> <p>■療養費が受けられる主なケース</p> <ol style="list-style-type: none"> 健康保険の加入手続き中で、保険証がないときに診療を受けたとき 医師の指示により、コルセットなどの治療用装具を購入、装着したとき やむを得ず保険医療機関でない病院などで診療を受けたとき 病院を通して生血を購入し輸血したとき はり・きゅう・あん摩・マッサージの治療を医師の同意を得て受けたとき 海外の医療機関で診療を受けたとき(業務災害・通勤災害によるケガなどは除く。治療を目的に海外で診療を受けた場合は対象外) 柔道整復師(整骨院・接骨院)から施術を受けたとき 	必要														
その他の療養費等	保険外併用療養費、訪問看護療養費 入院時生活療養費、入院時食事療養費 移送費		不要 原則不要 必要														
入院や通院で医療費が高額になるとき	限度額適用認定証 (低所得者は限度額適用・標準負担額減額認定証)	<p>入院や通院で医療費が高額になる場合、窓口で限度額適用認定証を提示することで窓口負担(保険診療分)が自己負担限度額*までになります。</p> <p><small>※年齢や所得等により自己負担限度額は異なります。</small></p> <p>■70歳未満の方は、医療機関等に限度額適用認定証の提示が必要です。</p> <p>■70歳以上の方の限度額適用認定証の申請要否</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分(標準報酬月額)</th> <th>申請要否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者Ⅲ(83万円以上)</td> <td>不要 (保険証、高齢受給者証を医療機関等に提示)</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者Ⅱ(53～79万円)</td> <td>必要 (保険証、高齢受給者証、限度額適用認定証を医療機関等に提示)</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者Ⅰ(28～50万円)</td> <td>必要 (保険証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関等に提示)</td> </tr> <tr> <td>一般所得者(26万円以下)</td> <td>不要 (保険証、高齢受給者証を医療機関等に提示)</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ(住民税非課税者等)</td> <td>必要 (保険証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関等に提示)</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ(所得が一定基準以下)</td> <td>必要 (保険証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関等に提示)</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分(標準報酬月額)	申請要否	現役並み所得者Ⅲ(83万円以上)	不要 (保険証、高齢受給者証を医療機関等に提示)	現役並み所得者Ⅱ(53～79万円)	必要 (保険証、高齢受給者証、限度額適用認定証を医療機関等に提示)	現役並み所得者Ⅰ(28～50万円)	必要 (保険証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関等に提示)	一般所得者(26万円以下)	不要 (保険証、高齢受給者証を医療機関等に提示)	低所得者Ⅱ(住民税非課税者等)	必要 (保険証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関等に提示)	低所得者Ⅰ(所得が一定基準以下)	必要 (保険証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関等に提示)	<p>必要</p> <p><small>※一部不要(左図参照)</small></p> <p><small>(申請が必要な方は、事前に申請してください)</small></p>
所得区分(標準報酬月額)	申請要否																
現役並み所得者Ⅲ(83万円以上)	不要 (保険証、高齢受給者証を医療機関等に提示)																
現役並み所得者Ⅱ(53～79万円)	必要 (保険証、高齢受給者証、限度額適用認定証を医療機関等に提示)																
現役並み所得者Ⅰ(28～50万円)	必要 (保険証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関等に提示)																
一般所得者(26万円以下)	不要 (保険証、高齢受給者証を医療機関等に提示)																
低所得者Ⅱ(住民税非課税者等)	必要 (保険証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関等に提示)																
低所得者Ⅰ(所得が一定基準以下)	必要 (保険証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関等に提示)																

■業務上・通勤途上の疾病・負傷(ケガ)の場合
健康保険では、業務災害または通勤災害による疾病・負傷(ケガ)に対して保険給付は行いません。
この場合は、労災保険(労働者災害補償保険)の給付の対象になります。

給付される場合

給付の種類

給付の概要

協会けんぽへの
申請要否

高額な医療費
を支払った
とき

高額療養費

1カ月の自己負担額が一定の額を超えた場合、超えた額が払い戻しされます。

■70歳未満の方の自己負担限度額（平成27年1月診療分から）

被保険者の所得区分		自己負担限度額
標準報酬月額	ア 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% [多数該当 140,100円]
	イ 53万～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% [多数該当 93,000円]
	ウ 28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% [多数該当 44,400円]
	エ 26万円以下	57,600円 [多数該当44,400円]
オ 低所得者 (住民税非課税者等)		35,400円 [多数該当24,600円]

■70歳以上の方の自己負担限度額（平成30年8月診療分から）

所得区分 (標準報酬月額)	個人ごと (通院)	世帯ごと (入院を含む)
現役並み所得者Ⅲ (83万円以上)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% [多数該当 140,100円]	
現役並み所得者Ⅱ (53万～79万円)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% [多数該当 93,000円]	
現役並み所得者Ⅰ (28万～50万円)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% [多数該当 44,400円]	
一般所得者 (26万円以下)	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 [多数該当44,400円]
低所得者Ⅱ (住民税非課税者等)		24,600円
低所得者Ⅰ (所得が一定基準以下)	8,000円	15,000円

※多数該当：診療を受けた月以前の1年間に3カ月以上の支給を受けたときは4カ月目から [] 内の金額

必要

医療保険と介護保険の自己負担が高額になったとき

高額介護
合算療養費

世帯内の同一の医療保険の加入者について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合、その超えた金額が支給されます。

必要

特定疾病にかかる軽減措置を受けるとき

特定疾病
療養受療証

特定疾病（人工腎臓を実施している慢性腎不全、血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群）にかかる自己負担限度額は1万円です。

※人工腎臓を実施している慢性腎不全の方のうち、70歳未満の上位所得者（標準報酬月額53万円以上）とその70歳未満の被扶養者は自己負担限度額が2万円になります。

必要

病気やケガで会社を休んだとき

傷病手当金
(被保険者ご本人のみ)

病気やケガによる療養のための会社を休み、給与を受けられないなど、支給を受ける条件を満たした場合に支給されます。

■支給期間

傷病手当金の支給が始まった日（支給開始日）から1年6か月の期間

■1日当たりの金額

【支給開始日の以前12カ月間の各標準報酬月額を平均した額】 ÷ 30日 × 3分の2

※支給開始日以前の期間が12カ月に満たない場合は、この限りではありません。

必要

出産で会社を休んだとき

出産手当金
(被保険者ご本人のみ)

出産のため会社を休み、給与を受けられないなど、支給を受ける条件を満たした場合に支給されます。

■支給期間

出産日（予定日）以前42日（多胎妊娠98日）、出産日後56日の期間

※出産予定日より遅れて出産した場合、予定より遅れた日数も支給

■1日当たりの金額

【支給開始日の以前12カ月間の各標準報酬月額を平均した額】 ÷ 30日 × 3分の2

※支給開始日以前の期間が12カ月に満たない場合は、この限りではありません。

必要

子どもが生まれたとき

出産育児一時金

1児につき420,000円（妊娠22週未満または産科医療保障制度に加入していない医療機関等において出産した場合は404,000円）

※「直接支払制度」を利用しない場合、又は出産育児一時金より出産費用が低い場合に申請できます。

一部必要

加入者が亡くなったとき

埋葬費（料）

50,000円（埋葬費の場合は50,000円の範囲内で埋葬にかかった実費を支給）

必要

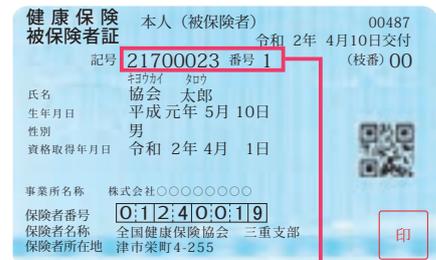


事務手続き編

保険証は大切に使いましょう



健康保険被保険者証(被保険者)



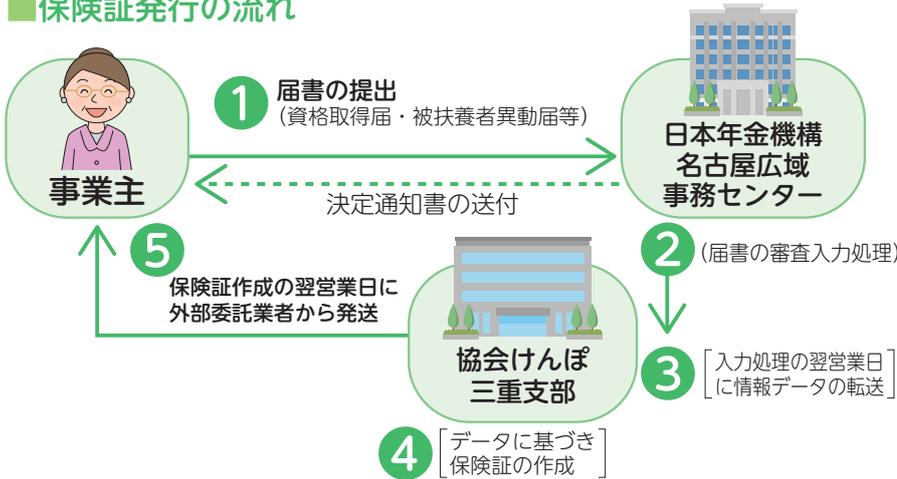
保険証の記号・番号を協会けんぽの各種申請書にご記入ください

- 保険証は大切に保管してください
- ①受け取った際は氏名等を確認してください。
 - ②受診するときは必ず提示してください。
 - ③保険証の貸し借りは法律で禁止されています。
 - ④紛失・破損したときは再交付を届け出てください。
 - ⑤退職するときは被保険者と被扶養者のすべての保険証を返却してください。

一人ひとりに交付される保険証

「健康保険被保険者証(保険証)」は、加入手続き後に被保険者(加入者ご本人)及びその被扶養者(加入者ご家族)へ個人単位で交付されます。また、70~74歳の方には、保険証のほかに「高齢受給者証」が交付されます。

■保険証発行の流れ



就職のとき 資格取得日から保険証は有効です

保険証が届く前に医療機関にかかり、全額自己負担したときは療養費の手続きで払い戻しが受けられます。

退職のとき 退職日の翌日から保険証は使用できません

被保険者(加入者ご本人)が保険証を使用できるのは「退職日まで(資格喪失日の前日)」です。また、パートタイム労働者の方が勤務時間や日数の減少により被保険者資格を喪失するときは「資格喪失日」以降、保険証は使用できません。

(例) 被保険者(加入者ご本人)が3月20日で退職したとき



協会けんぽに加入していた期間

※被保険者の資格喪失日以降に保険証を使用して受診した場合、医療費(総医療費の7~9割)を返還いただくことになります。

■退職したときは、すみやかに手続きください

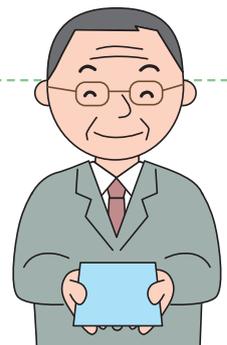
事業主

日本年金機構名古屋広域事務センターへ「資格喪失届」と「保険証(家族分を含む)」をご提出ください。

退職者

保険証を事業主に返却いただき、次の健康保険への加入手続きをしてください。

[差し込みチラシをコピーして退職者にお渡しください]



申請書はホームページから印刷することができます



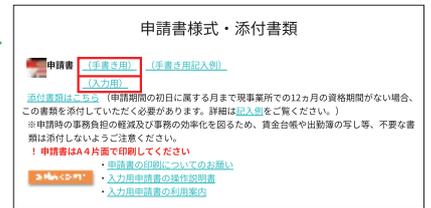
協会けんぽホームページの右上にある

申請書ダウンロード

をクリック



一覧より申請書を選択



すべて手書きの場合は（手書き用）を印刷

PC入力する場合は（入力用）に入力した後で印刷

協会けんぽホームページ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

協会けんぽ

検索

便利な申請セットやチャットボットをご利用ください

申請書セット

- 1 協会けんぽ三重支部のホームページからFAX申込書をダウンロード
- 2 必要事項を記入のうえ、協会けんぽ三重支部へFAX

限度額適用認定証・任意継続保険に必要な書類がすべてそろいます！



チャットボット

- 限度額適用認定証や申請書の書き方を、AIを活用して会話形式で案内します。
- 24時間365日手軽にパソコン等で利用できます。

協会けんぽ 医療費が高額

検索

お問い合わせ先



TEL.059-225-3311

業務グループ

- 健康保険給付（傷病手当金、療養費等）
- 任意継続（退職後の健康保険）
- 被保険者証再交付等



TEL.059-225-3315

保健グループ

- 生活習慣病予防健診（被保険者）
- 特定健診（被扶養者）
- 特定保健指導



TEL.059-225-3316

レセプトグループ

- 交通事故や第三者行為によるケガ
- 医療費のお知らせ



TEL.059-225-3317

企画総務グループ

- 情報提供サービス
- 開示請求



健康保険等に関する 申請先のご案内



健康保険の給付や任意継続に関するお届け

ご提出は、**郵送**でお願いいたします

健康保険・厚生年金保険の加入・報酬に関するお届け

ご提出先

全国健康保険協会 三重支部

〒514-1195
津市栄町4丁目255番地 津栄町三交ビル



ご提出先

日本年金機構 名古屋広域事務センター

〒460-8565
愛知県名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル12階
※郵送専用の窓口です。手続等の内容に関するお問い合わせはお近くの年金事務所へ。

- 保険証等を紛失したとき (保険証・高齢受給者証の再交付)
 - 医療費が高額になる見込みがあるとき (限度額適用認定証)
 - 高額な医療費を支払ったとき (高額療養費)
 - 病気やケガで会社を休んだとき (傷病手当金)
 - 医療費全額を立替えたとき、治療用器具を作ったとき (療養費)
 - 特定疾病で治療を受けるとき (特定疾病療養受療証)
 - 交通事故などにあったとき (第三者行為)
 - ★ 海外で病気などで治療を受けたとき (海外療養費)
 - 出産で会社を休んだとき (出産手当金)
 - 子どもが生まれたとき (出産育児一時金)
 - 特定健診受診券がお手元にないとき
 - 本人・家族が死亡したとき (埋葬料(費))
 - 任意継続に関する申請をするとき
- ホームページ URL <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
協会けんぽ

従業員の採用

変更・訂正

再交付

給与・賞与

病気・ケガ・入院

出産・育児休業

健診

退職・死亡

退職後の保険

事業所に関するもの

- 従業員を採用したとき (資格取得)
 - 被扶養者に異動があったとき
 - 住所に変更があったとき
 - 年金手帳を紛失したとき (年金手帳の再交付)
 - 報酬月額の届出を行うとき
 - 賞与を支給したとき
 - 産前産後休業を取得するとき
 - 育児休業等を取得するとき
 - 従業員が退職・死亡したとき (資格喪失)
 - 事業所の所在地や名称が変わったとき
 - 事業主が変更したときなど
- ホームページ URL <https://www.nenkin.go.jp/>
日本年金機構

★ 海外療養費の申請先

全国健康保険協会 神奈川支部
海外療養費グループ
〒220-8538
横浜市西区みなとみらい4-6-2
みなとみらいグランドセントラルタワー9階

協会けんぽでは、お客様にご足労をおかけしなくてすむよう、申請書の**郵送による提出**をお願いしております。

あて先は
「〒514-1195 協会けんぽ三重支部」
のみで届きます。

